（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

１　現状

（１）地域の災害リスク

（洪水：南富良野町防災ハザードマップ）

南富良野町には一級河川空知川が流れており、空知川が氾濫した場合の浸水想定区域は、南富良野町防災ハザードマップによると、小規模事業者の大半が所在する幾寅地区においては市街地中心部は浸水想定区域に含まれていないものの、主に街の北側半分程度の住宅地となっている市街地が 0.5～5mの浸水区域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
幾寅地区	浸水区域外	５１
幾寅地区	0.5m 未満	２
幾寅地区	0.5～3.0m 未満	２３
幾寅地区	3.0～5.0m 未満	２
幾寅地区	5.0～10.0m 未満	１
落合地区	浸水区域外	１１
落合地区	0.5m 未満	０
落合地区	0.5～3.0m 未満	０
落合地区	3.0～5.0m 未満	２

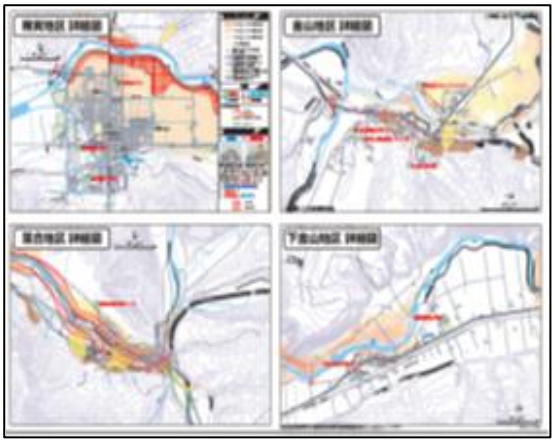

（出典：南富良野町防災ハザードマップ）

（土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム）

北海道土砂災害警戒情報システムによると、南富良野町の幾寅・落合・金山・下金山地区において土石流による土砂災害警戒区域が２４ヶ所・土砂災害特別警戒区域が１７ヶ所指定されており、当該区域内には小規模事業者が１者あり、対策が必要とされている。

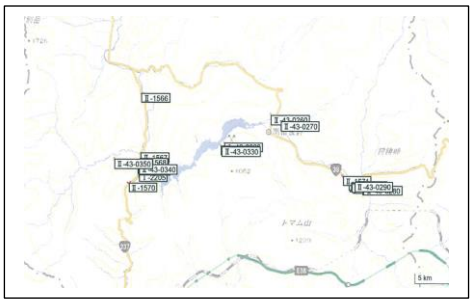

（出典：北海道土砂災害警戒情報システム）

（地震：地震調査研究推進本部・Ｊ-ＳＨＩＳ）

南富良野町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると１個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「富良野断層帯東部・下金山断層」であり、震度６弱の地震が想定されているが発生確率は 0.01%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後３０年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が 0.00～0.01%となっているが、２００３年の十勝沖地震では南富良野町幾寅で震度４、２０１８年の胆振東部地震でも震度４の地震が発生しており、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 （30 年以内）
富良野断層帯東部	下金山断層	7.2 程度	ほぼ 0%～0.01%

（出典：地震調査研究推進本部）

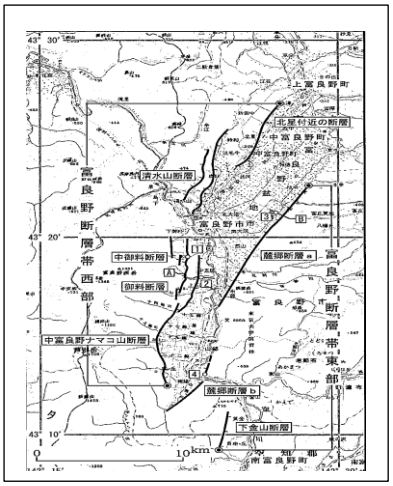

（出典：地震調査研究推進本部）

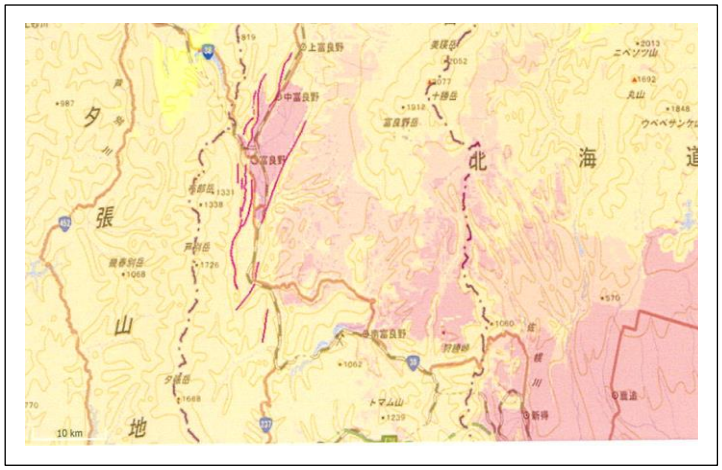

（出典：地震ハザードステーション）

（その他）

当町では、これまでも台風の影響による暴風雨により数々の水害に見舞われてきた。特に平成２８年の台風１０号による豪雨災害においては地域に多大な被害を及ぼした。この豪雨台風により、建物被害が２００棟以上にのぼり、農業被害も莫大となった。

なお、当町の気候環境は比較的内陸性を示し、年間平均気温は約５．６℃とやや低い地域で、最高気温は真夏でも３０℃前後（最高気温極値３４．６℃）、最低気温は１月下旬頃の厳寒期でマイナス２５℃（最低気温極値－３３．４℃）と、年間を通して寒暖の差が大きいのが特徴である。また、年間の降水量は平均値で１０９２．４ｍｍとなっており、７月から１１月にかけて大雨となることがある。降雪量は６０１㎝、年最深積雪は８４㎝、管内では少ない方である。日照時間は１５０９．０時間と平均的である。

≪過去における主な災害記録≫

年月日	種別	災害発生概要	建物被害（棟）	農業被害（ha）	土木被害（ヶ所）	その他の被害	被害総額
S56.8.23	台風	北海道中央部に停滞した前線と台風の影響により、石狩川流域では戦後最大の降雨	住宅一部 46 非住家半壊 201	畑 101		文教施設 2 ヶ所	14 億 4,600 万円
H13.9.10～9.12	大雨	台風 15 号の影響により 11 日から 12 日にかけ大雨となり被害発生	床下浸水 10 非住家半壊 201	田・畑 76.2	河川 5 道路 7 橋梁 2 法面崩壊 2	―	1 億 410 万円
H28.8.29～8.31	台風水害	連続して上陸した 3 つの台風（7 号、11 号、9 号）とその後の前線に伴う降雨と台風第 10 号により、記録的な大雨となり河川堤防決壊　2 ヶ所	住宅 一部損壊 12 床上浸水 94 床下浸水 115	農地 110 農作物 276.3	道路 13 河川 1 橋梁 3	車両 148 台 農産物処理加工ｾﾝﾀｰ 公共牧場 農業用共同施設 5 ヶ所 水道施設 10 ヶ所 学校施設 7 ヶ所	62 億 1,554 万円

		（3 日間降水量 500 ﾐﾘ超）					
H30.9.6 ～9.31	地震停電	胆振東部地震に伴う道内全域停電が発生		農業被害 4 件		商工業者被害 28 件、断水被害 50 戸	2,253 万円
R4.8.16	大雨	発達した低気圧の影響により大雨が降り続く金山ダムへの流入量が既往 5 番目を記録	住宅全壊 5 半壊 38 一部損壊 1 床上 26 床下 97	農地 2.2 ha 林道 1 箇所	道路 14 路線		883 万円

（出典：南富良野町地域防災計画）

（感染症）

新型インフルエンザは、１０年から４０年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない状況下では、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

（２）商工業者の状況

・商工業者等数　　１３４人（独自データ R6.4.1）

・小規模事業者数　　１０６人（H26 経済センサス）

業　種		商工業者数	小規模事業者数	備　考
商工業者	建設業	１６	１５	町内に分散
	製造業	８	４	〃
	卸売業	９	８	〃
	小売業	１９	２２	幾寅市街地に集中
	飲食業	２５	２２	〃
	ｻｰﾋﾞｽ業・その他	５７	３５	町内に分散

（３）これまでの取組

１）当町の取組

項　目	年　月	備　考
南富良野町防災会議条例	S37.12	
南富良野町地域防災計画	H28.12	令和 2 年全面改訂
防災訓練の実施	H29.8	防災訓練の実施
	R 元.8	防災講話・防災訓練の実施
1 日防災学校の実施（毎年）	R2.4～	町内小・中・高等学校において防災講話と防災実践（避難所運営・など
冬季避難所検証	R6.2	暖房機能の持たない体育館において 1 泊 2 日の宿泊検証実施。合わせて炊出しの実。施随温度気質などを計測
防災備品の備蓄	－	○備蓄食料 アルファ米（2,060 食）、備蓄パン（936 食） 保存水 4,260ℓ、おかゆ・ｽｰﾌﾟ 211 食、液体ﾐﾙｸ 72 缶、離乳食 60 食 ○防災資器材 非常用公衆電話 10 台、避難用ﾃﾝﾄ 75 台、発電機 19 台、投光器 44 台、ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙｽﾄｰﾌﾞ 23 台、ｱ

		ﾙﾐﾍﾞｯﾄﾞ 40 台、ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙﾍﾞｯﾄﾞ 55 台、ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ段ﾎﾞｰﾙ・簡易 31、非常与ﾄｲﾚ 40 箱、毛布 500 枚、敷ﾏｯﾄ 500 枚、哺乳瓶 125 本、紙おむつ 180 枚、生理用品 1,120 枚、ｶﾞｽｺﾝﾛ 20 台、土のう袋 2,500 袋、スコップ 100 丁、一輪車 31 台、洗浄機 8 台、救命ボート 1 台、ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ 1 台他
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	H26.1	

２）当商工会の取組

過去（平成２８年８月）に大雨による堤防の決壊により、多くの小規模事業者が甚大な被害を受けた商工会としては、令和２年度に入り南富良野町が作成した「防災ハザードマップ」を活用し、小規模事業者に対して浸水想定区域に関する説明を行った。

令和３年度浸水想定区域内に所在する小規模事業者に対し、災害発生時の事業所の被害の状況と復興の様子をまとめた「南ふらの復興の足跡」（冊子）により、災害リスクについて説明を行うとともに、事業者 BCP の必要性について説明した。

また、災害リスクへの備えとしての損害保険加入推進のためのパンフレットの配付を行った。

感染症対策として、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する支援要望を南富良野町に実施するとともに、会員事業所の事業継続のための国・道並びに町による各種支援金情報の提供及び申請指導を行った。

項　　目	年　月	備　　考
災害関連情報提供	R2.6 ～ R2.8	南富良野町作成の「防災ハザードマップ」により小規模事業者に対し浸水想定区域に関する説明
事前対策の必要性周知	R3.7 ～ R3.11	H28 豪雨災害被災会員の復興の様子を紹介する「南ふらの復興の足跡」（冊子）により災害リスクの説明（浸水想定区域内の小規模事業者）
損害保険への加入促進	R3.7	パンフレット配付　３０部
感染症対策支援	R3.1 ～ R4.12	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する国・道並びに町による各種支援金情報の提供及び申請指導 （町支援の飲食店等持続化応援給付金申請支援 38 件）

2　課題

・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
・感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄がされていない。
・リスクファイナンス対策としての保険の必要性の認識が低い。

3　目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業　　種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R7	R8	R9	R10	R11
建　　設　　業	１６	１５	2	2	1	2	1
製　　造　　業	8	4	1	0	0	0	1
卸　　売　　業	9	8	0	0	1	1	0
小　　売　　業	１９	２２	0	1	1	1	1
飲　　食　　業	２５	２２	1	1	1	1	1
ｻｰﾋﾞｽ業・その他	５７	３５	2	2	2	1	2
合　　計	１３４	１０６	6	6	6	6	6

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、本計画期間において浸水想定区域内に所在する全小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

項　　目	目　　的	目　　標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年１回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年１回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年１回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年１回

4　その他

・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年１回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5　事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年４月１日～令和１２年３月３１日）

6　事業継続力強化支援事業の内容

・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

南富良野町	南富良野町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

（1）事前の対策

・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア．小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。

・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。

・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型ウイルス感染症に関しては、事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ．商工会自身の事業継続計画の作成

・当商工会は、令和８年３月までに事業継続計画を策定予定

ウ．関係団体等との連携

・専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ．フォローアップ

・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年１回実施）

業　　種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
建　設　業	１６	１５	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1
製　造　業	8	4	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
卸　売　業	9	8	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0
小　売　業	１９	２２	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
飲　食　業	２５	２２	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ｻｰﾋﾞｽ業・その他	５７	３５	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2
合　　計	１３４	１０６	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

・町、商工会並びに関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年１回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はＨＰへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ．当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度６弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	南富良野町情報プラザ防災訓練と合わせて年１回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	南富良野町企画課商工観光係

カ．発災時における被害報告基準について

・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町企画課商工観光係と協議し、策定する。

（２）発災後の対策

・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア．応急対策の実施可否の確認

・発災後３時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Ｅメール等）
③SNS（LINE・ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰ）

・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ．応急対策の方針決定

・南富良野町災害対策本部の方針に従い、当町企画課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度６弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度５弱又は５強の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度４の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～１週間	１日に３回共有する
１週間～２週間	１日に２回共有する
２週間～４週間	１日に１回共有する
１ヶ月以降	２日に１回共有する

・当町で取りまとめた「南富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

（３）発災時における指示命令系統・連絡体制

・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはＦＡＸ等により情報共有又は報告を行う。
・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と当町が共有した情報を道が指定する方法にて当商工会又は当町より報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法

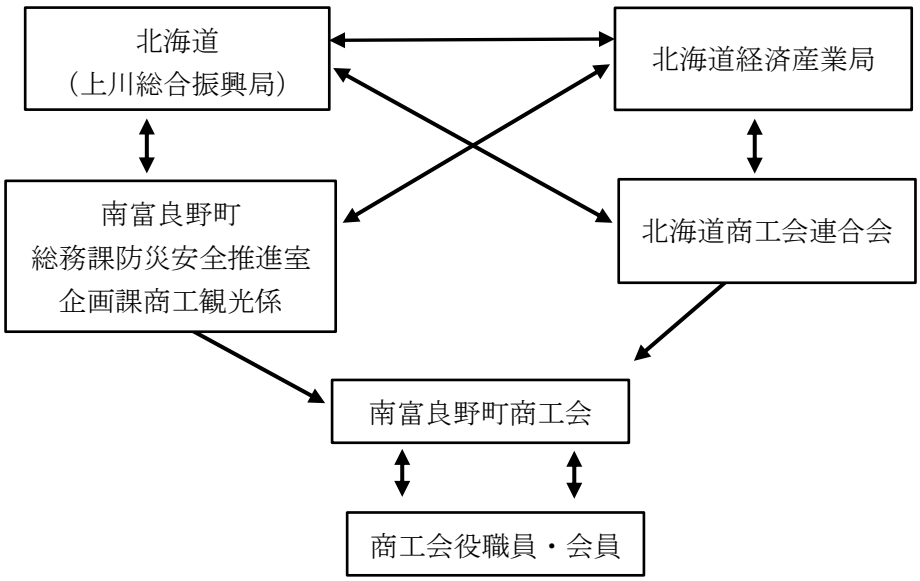

（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

・南富良野町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

（６）その他

・本計画は、南富良野町・南富良野町商工会のＨＰ及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（　令和６年１２月１日現在）

１　実施体制（商工会と関係市町村の共同体制）

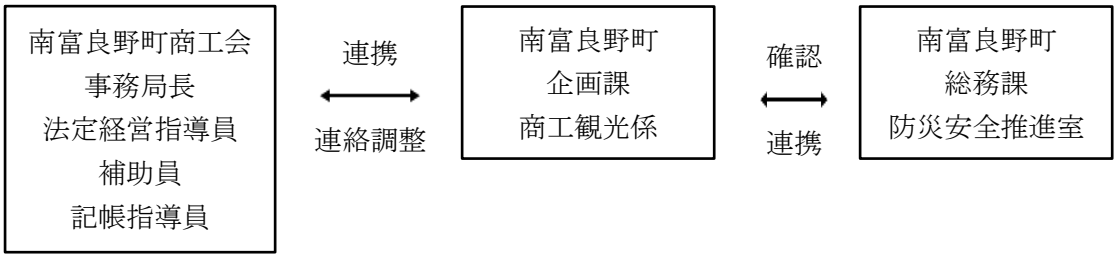

２　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

（１）当該経営指導員の氏名、連絡先
　　経営指導員　樋村裕之（連絡先は下記３（1）参照）

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）
　　※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
　　・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。
　　・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを１年に１回以上実施する。

３　商工会、関係市町村連絡先

（１）商工会／商工会議所
　　南富良野町商工会
　　〒079-2401　北海道空知郡南富良野町字幾寅
　　℡　：　0167-52-2605
　　FAX：　0167-52-2205
　　E-mail：　nanpusyo@rose.ocn.ne.jp

（２）関係市町村
　　南富良野町企画課商工観光係
　　〒079-2401　北海道空知郡南富良野町字幾寅
　　Tel：0167-52-2115
　　Fax：0167-52-2225
　　E-mail：shoko@town.minamifurano.hokkaido.jp

４　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣費 ・セミナー開催費 ・パンフ、チラシ作成費	50 25 25	50 25 25	50 25 25	50 25 25	50 25 25

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、南富良野町補助金、道補助金、事業収入等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。